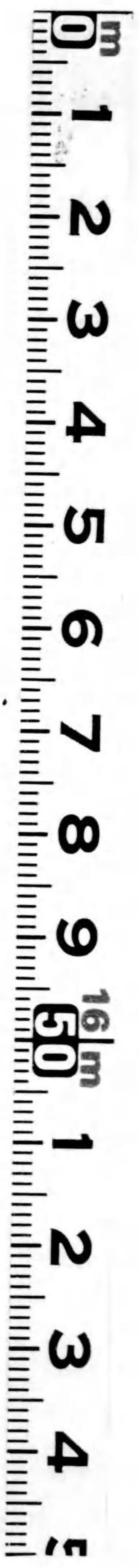
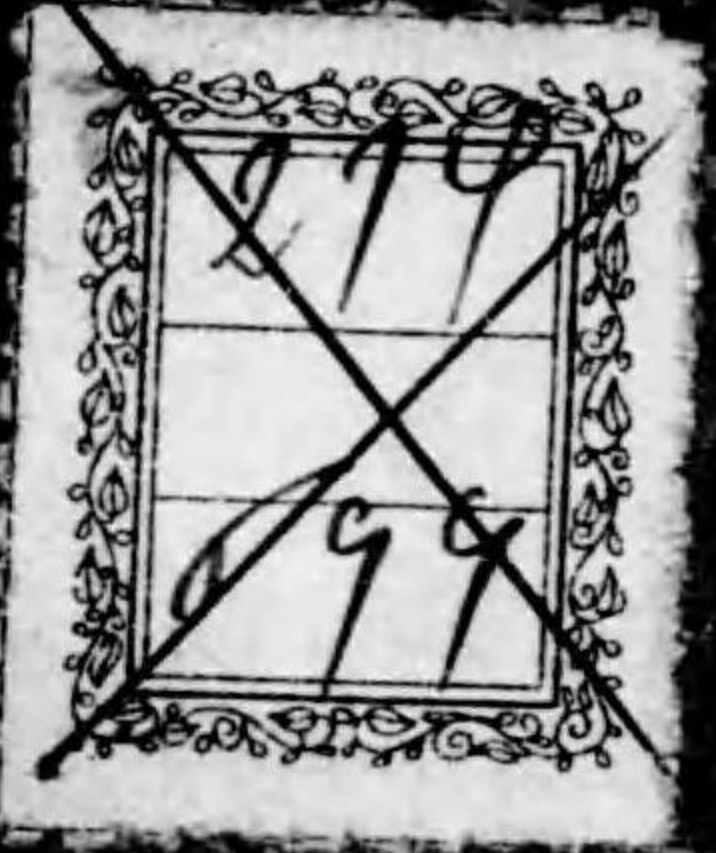


特100

523



始

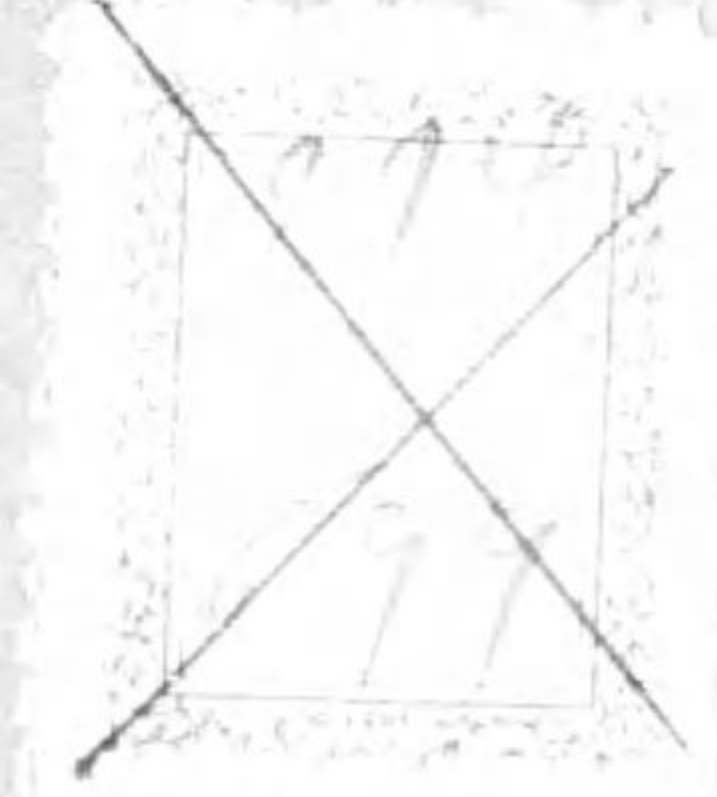


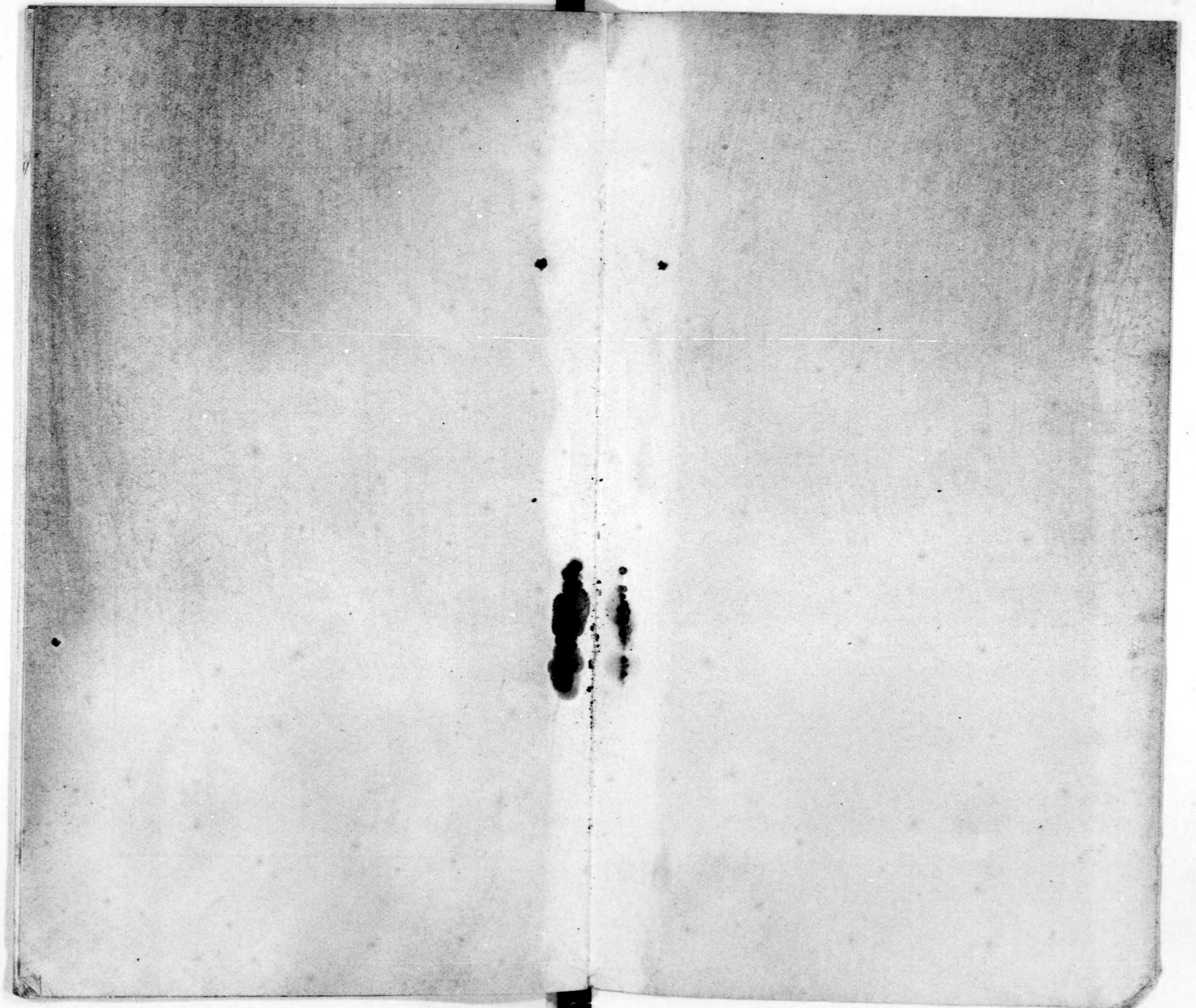
聖恩

特

国立国会

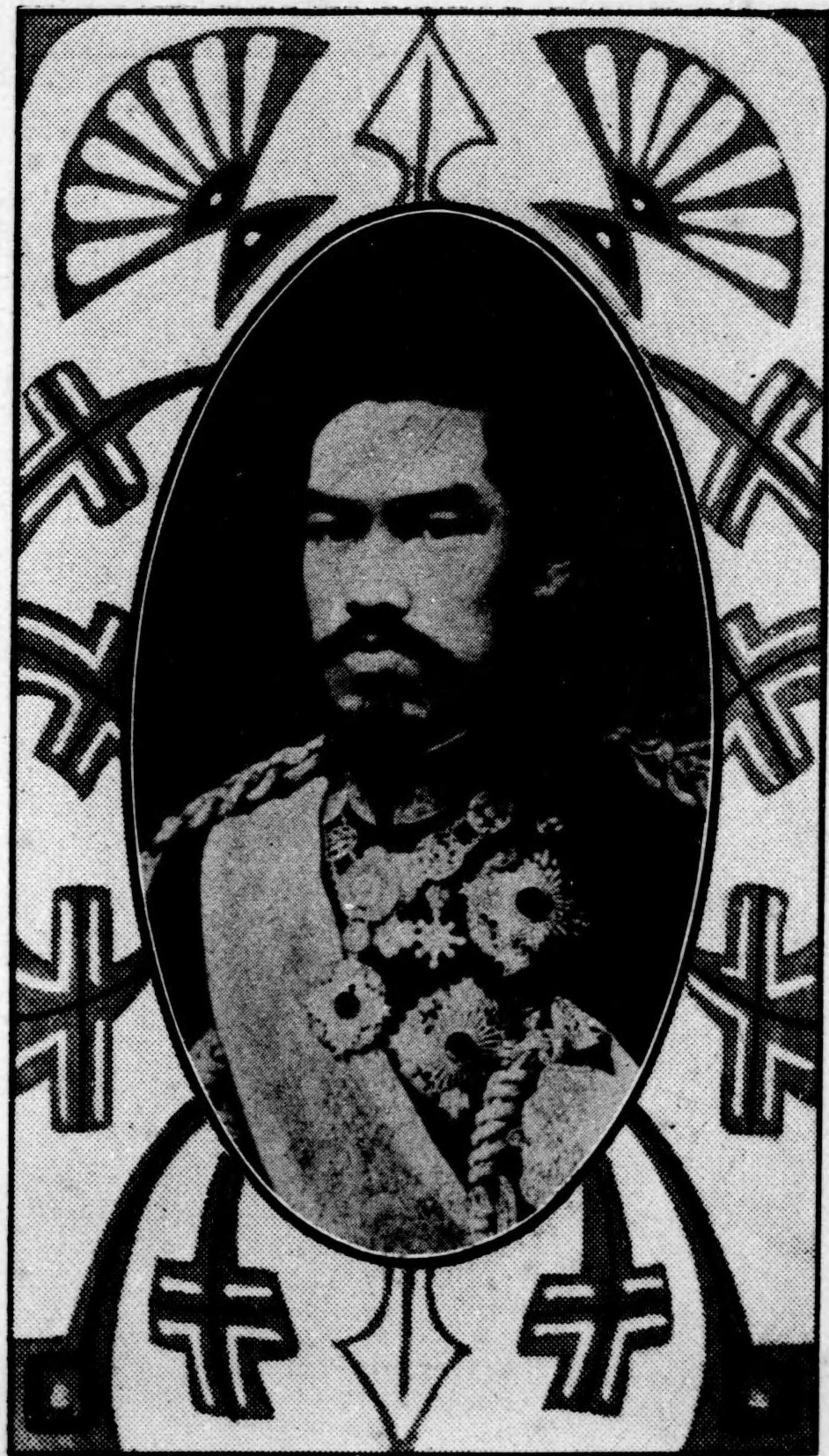
図書館





将100

523





圓光東漸慧成弘覺慈教大師

加謚明照大師



明治四十四年二月二十七日

宮内省從二位勳一等子爵淺邊千秋奉

淨土宗知恩院

今般特旨ヲ以テ

其宗開祖圓光東漸

慧成弘覺慈教大師

加謚宣下候事

明治四十四年二月二十七日

宮内省



聖恩

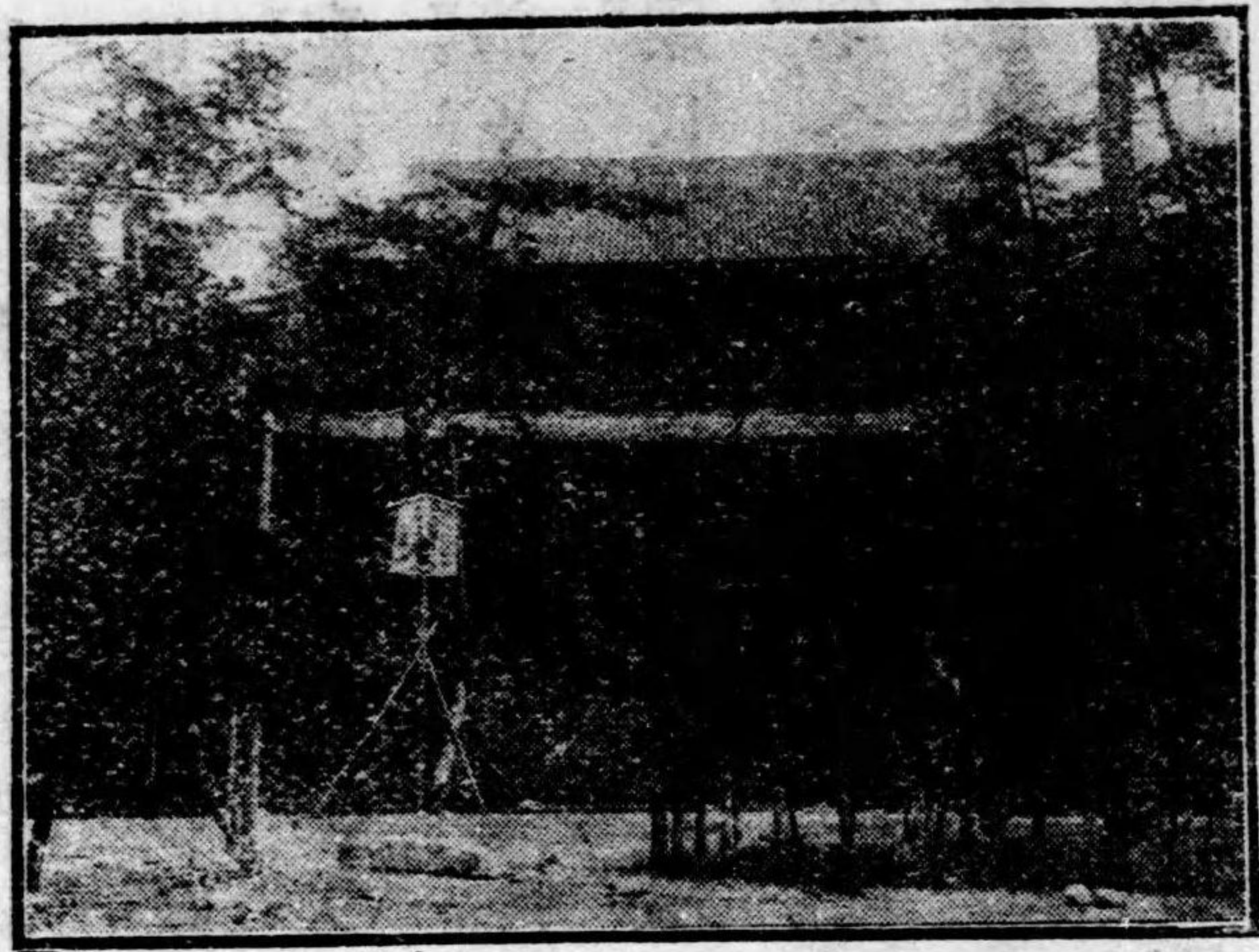
(一)

吁嗟、二月廿七日は何たる芽出度日でありませう
治四十四年の二月廿七日には、畏くも先帝明治天皇よ
り我が浄土宗祖法然上人に『明照大師』の徽號を御加謚あ
らせられ、今亦大正三年二月廿七日に當りて、今上天皇



二
陛下より特に『明照』の勅額を京都總本山知恩院へ御下賜
あらせられました、誠に此の二月廿七日、浄土宗徒に取
りて、永世忘るべからざる記念日であります。

我が宗祖法然上人は、崇徳天皇の長承二年四月七日、
今から七百八十二年前の御誕生で、幼名を勢至丸と稱さ
れました、父は美作國久米の押領使漆間時國、母は秦氏
と申された方でありますが、保延七年の春、父時國公は
源内武者定明といふ者の爲に夜討に遭ひ、深手を受けら



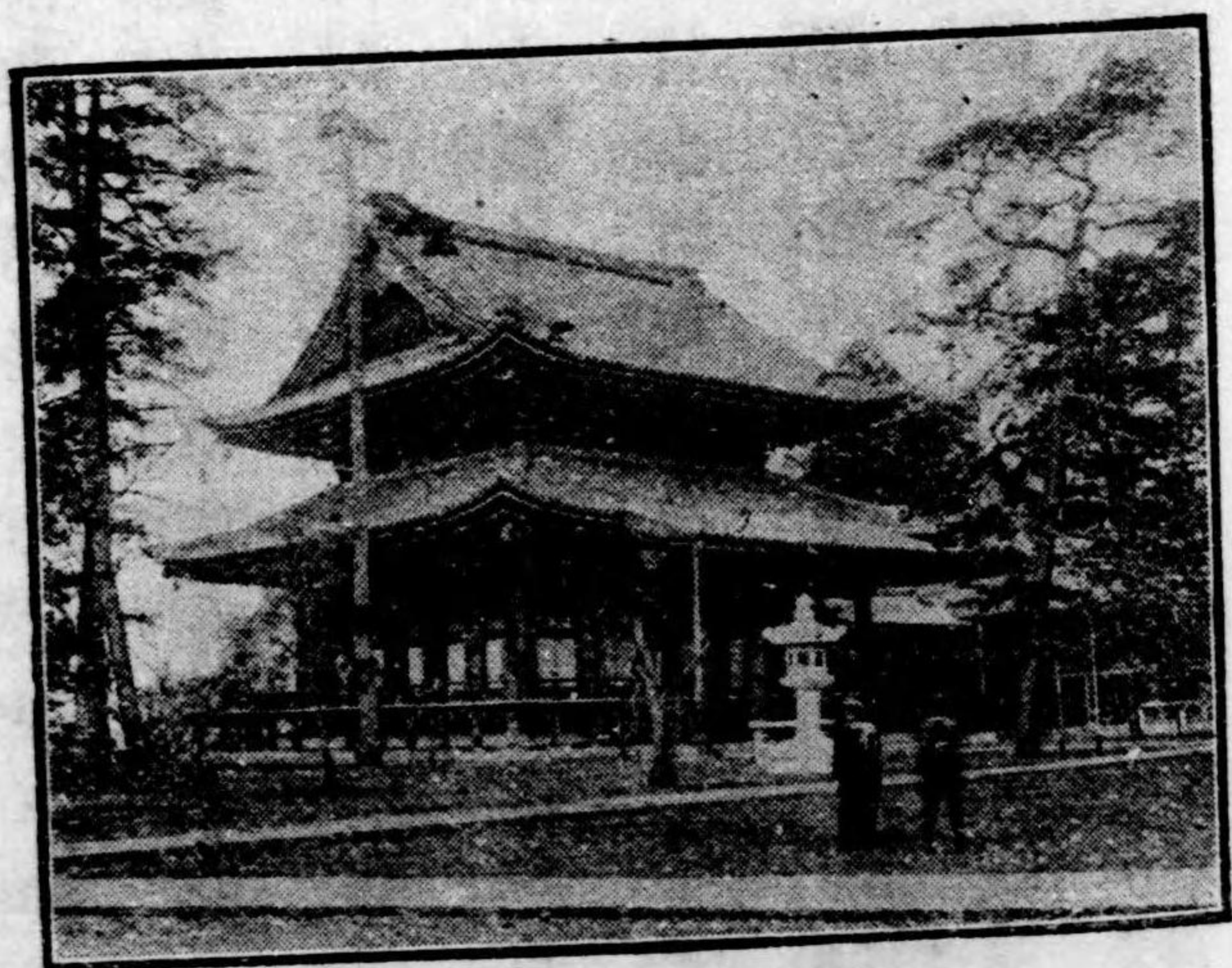
京都知恩院三門

れた時、當年九歳の勢至丸を
喚んで、遺言さるゝやうには、
汝若し復讐すれば、其の報、
生々世々に互に盡さることな
し、それよりも早く出家して
我が菩提を弔ひ、己れの解脱
をも求めよやと言ひ終りて、
遂に黄泉の人となられた、勢

至丸は父の遺言が身に泌みて、其の後直に美作の菩提寺
 に入られて、叔父の觀覺に事へて出家の身となられたが、
 寔に聰明絶倫であるので、久安三年二月、十五歳にして
 遙々比叡山に登り、持實房源光の室に入り、又皇圓阿闍
 梨に就いて天台の三大部を學ばれ、三年にして其の業を
 卒へられました、皇圓は宗祖の非凡なるを見て大に喜ば
 將來は一山の棟梁たるべしと勧められたけれど、宗祖は
 切に顯榮名利を厭ひ、只管眞の佛道修行をなさんものと

四

思召されて、久安六年九月、
 十八歳にして同じ比叡山なる
 西塔黒谷に遁れ、慈眼房叡空
 上人の弟子となられ、それよ
 り法然房源空と申されました
 學問修行を勵まれました。
 保元元年廿四歳にして遊學
 を思ひ立たれ、先づ嵯峨の清



知恩院阿闍梨院

五

涼寺に參籠し、尋いで南都、醍醐等の諸宗の傾學を歴訪せられ、法相は藏俊、三論は寛雅、華嚴は慶雅等に就いて、それく學問せられました。皆々宗祖の智解深遠なるを賞し、却つて宗祖より教を受くるといふ有様でありました。けれども宗祖は是れ皆聖道難證の修行で、到底今時相應の法門で無いことを深く諦められました。からして、再び叡山に還り、黒谷に籠居して報恩藏に入り、一切經を五遍までも繰り返して御覽になりし所、遂に善



知恩院中明照大御師本廟

導大師の散善義といふ御書物の中に有る要文を躰得せられて、立どころに、彌陀大悲の救濟は念佛往生の一門に在ることを悟られ、今迄の顯密一切の學問修行を抛つて、新たに淨土宗を御開きになりました。是れ實に高倉天皇の承安

五年春、御歳四十三の時であります。

宗祖は其の後、京都東山大谷即ち今の知恩院の所に庵を結びて、念佛門を弘通せられました。が、歸依する者は雲霞の如く、生身の如來として皆其の渴仰の誠を運んだ、文治二年の秋、諸宗の碩徳等、大原勝林院に集りて、宗祖を招請し、淨土の法門に就いて問答論議がありました。是れが所謂大原問答といふので、最初の程は各宗の碩學も、色々と質問論議をしたが、後には遂に宗祖の所説に

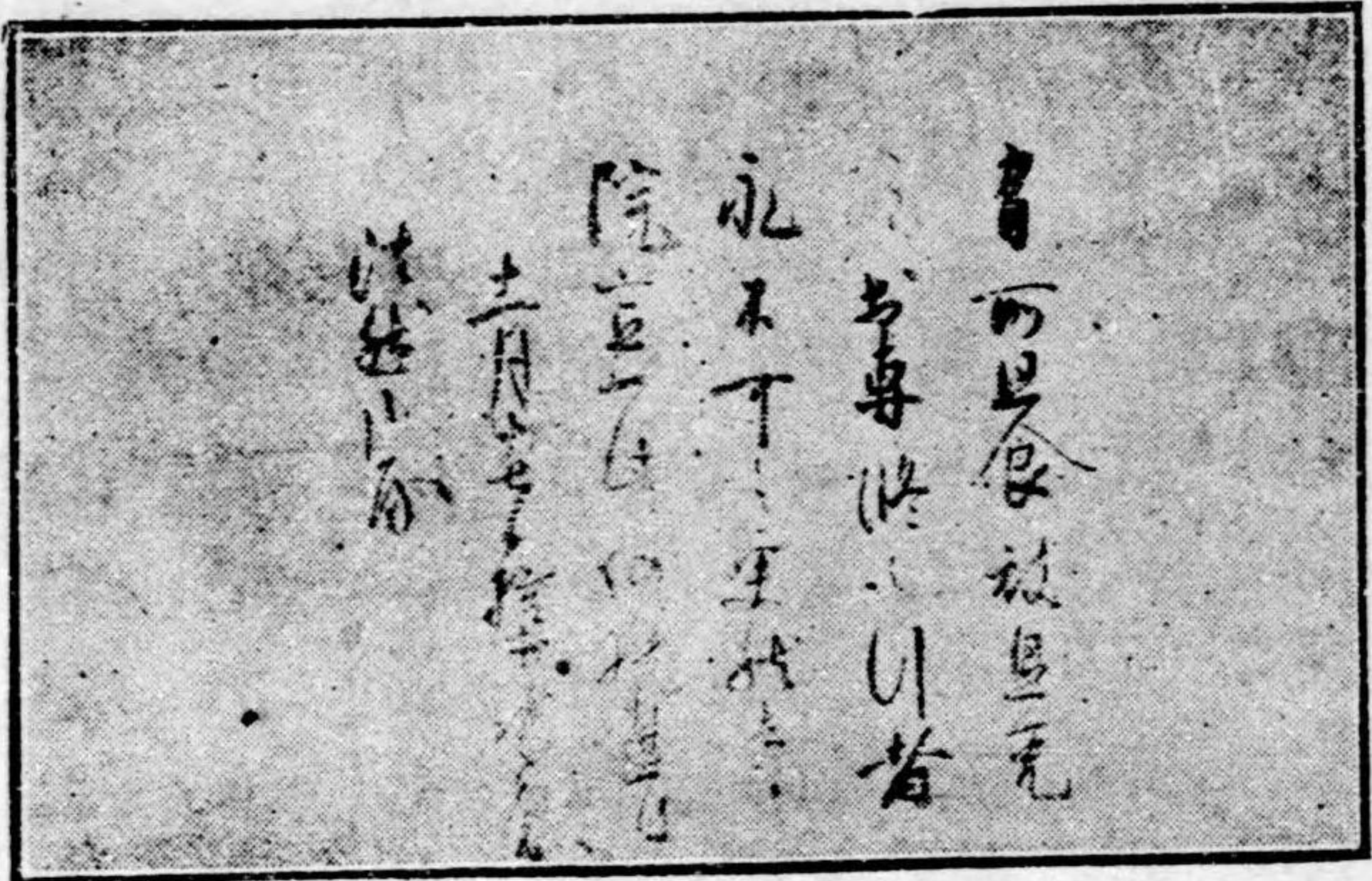
感服して、三日三夜の間、皆皆高聲念佛を勤め、其の聲、山谷を動かしたといふことであります。それから後は、宗祖の盛徳、一層上下に喧傳し念佛の興行都鄙に徧く、實に天下を風靡する勢となつた。凡そ宗祖一代の中其の化導



知恩院唐門及大方丈

を受けた貴賤道俗は實に夥しきことでありますが、中にも後白河、高倉、後鳥羽の三帝が、宗祖を戒師として受戒せさせ給ひ、上西門院、宜秋門院、修明門院にも、亦同じく御受戒あらせられたことは、最も著名なる事實である、其の外にも教化を蒙つた月卿雲客は、實に數ふるに違なき程であります、とりわけ關白藤原兼實公には、歸仰他に殊に、常に宗祖を招きて他力念佛の教を受け、又戒を授つたことも度々であつた、建久九年の春、

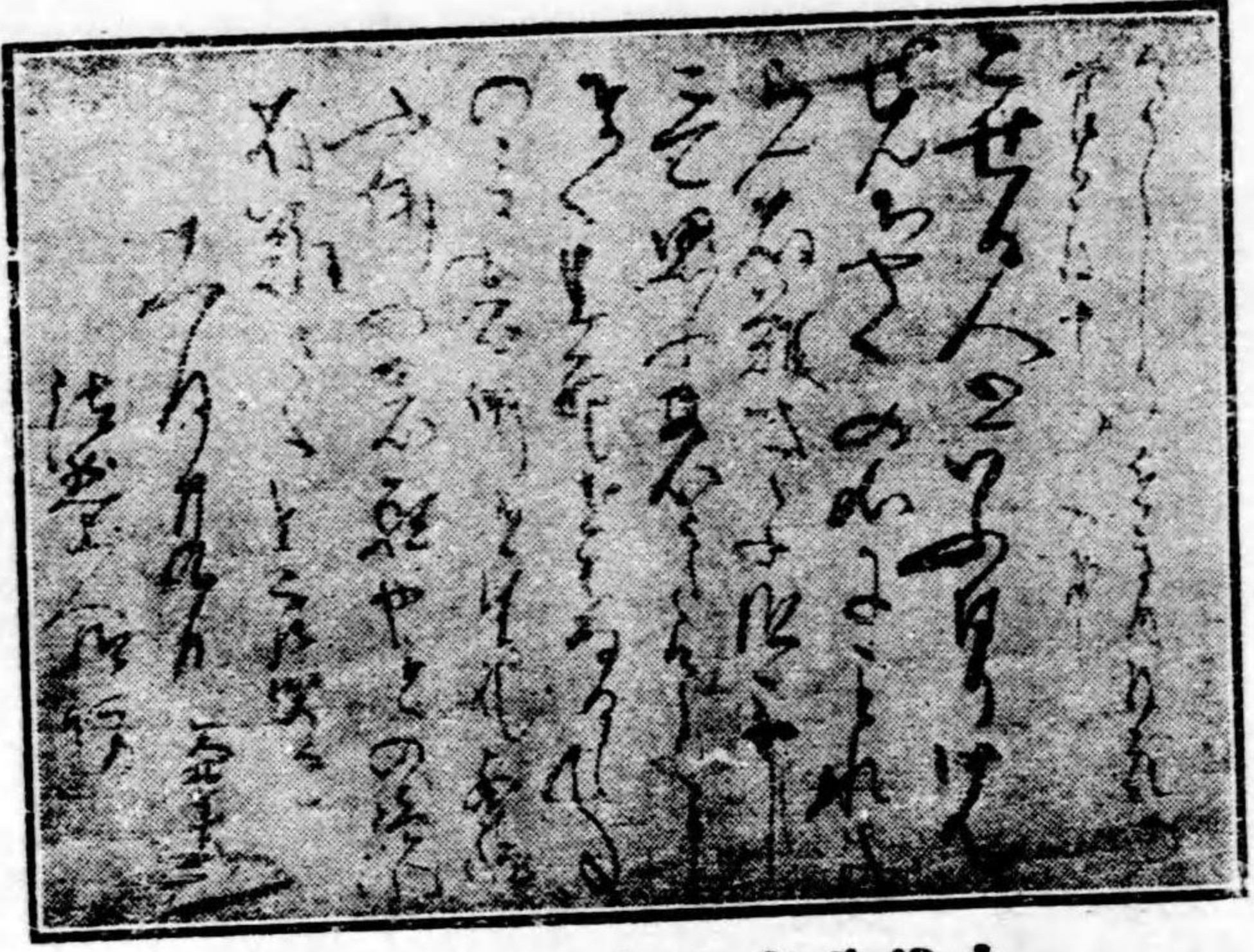
後鳥羽上院宣



宗祖六十六歳にして、御病氣にかゝられた時、兼實公は、後の形見にそなへんが爲とて、浄土の要義を書き残されんとを宗祖に懇望せられたるによりて、弟子を執筆として『選擇本願念佛集』を御撰述になりました、此れが浄土宗の教義

の精髓を書き顯はされたもので、實に日本の念佛門に於ける唯一の寶典であります。

宗祖の盛徳已に隆々として高く、念佛の聲令や洋々として四海に充てる有様となつた、處が外、諸宗の人々は之れを嫉み、内、諸弟子の中には本願に托して放逸を事とする者もありましたから、南都北嶺の衆徒は盛に宗祖を攻撃した、元久元年の冬叡山の大衆、山門大講堂の庭に集合して専修念佛を停止せんことを座主に訴へた、宗



九條兼實公書翰(知恩院藏)

祖は元より他宗誹謗の意思を
持て居らるゝ譯ではない、そ
れで同年十一月七日、七箇條
の起請文を製し、徒弟八十餘
人を連署せしめ、誓狀を添へ
て之を座主に送られた爲め、
一時叡山の方は鎮靜したが、
其の翌年九月には、南都興福

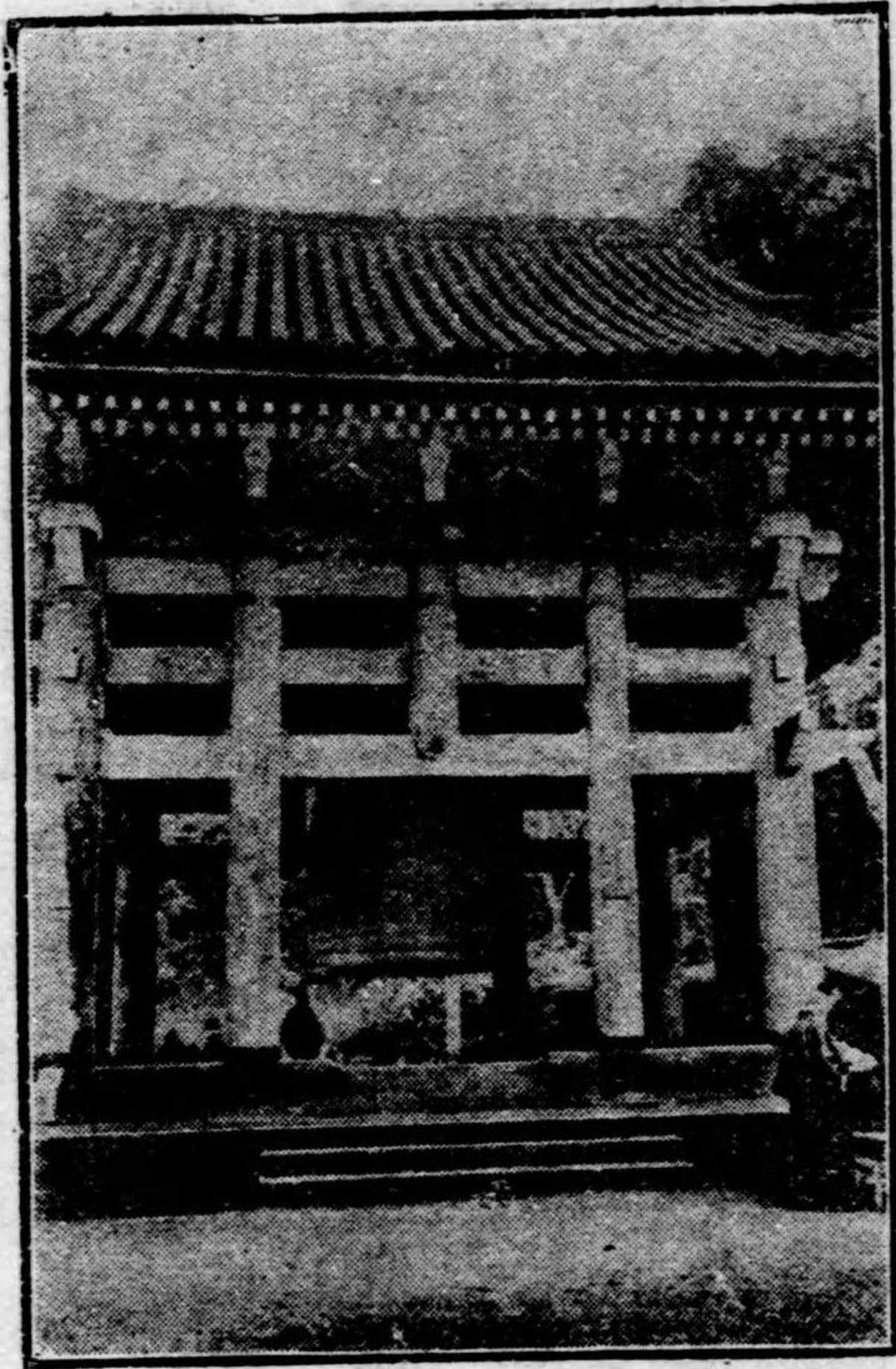
寺の衆徒亦蜂起して、宗祖並に弟子を、重科に處せんことを朝廷に嗾訴した、處が同年の十二月、宣旨を降されて之を慰諭し給ひしによりて、其の時も亦事なく納まることになつた、然るに建永元年十二月、後鳥羽上皇、熊野行幸の御留守中、宮女松虫、鈴虫等が、鹿谷の法會に參詣し、彼の住蓮、安樂の哀歎悲喜の妙音を出して六時禮讃を唱ふるを聞き、隨喜のあまり、發心出家したるを上皇還幸の後、聞召して大に逆鱗あらせ給ひ、之に托

して讒言する者もありましたので、程なく、住蓮、安樂は死刑に處せられ、宗祖は建永二年二月、七十五歳の老躰を以て土佐の國に配流せらるゝことになつた、兼實公を始め、道俗貴賤の別を惜むさまは、子の親に別るよりも尙あはれな程であつた、かくて宗祖は萬里の波濤を越えて、讃岐の國子松の生福寺といふ寺に着き給ひ、そこに暫らく逗留せられました、同年の十二月、四天王寺の慶讃會があつて、大赦を行はせられた際、宗祖も亦其

の恩典に與かられましたたけれど、未だ洛中に入ることは許可がなかつた、由て攝津の勝尾寺に入り、茲に四年間留錫せられましたたが、建暦元年十一月、遂に赦免入洛の宣旨を下されて、再び大谷の禪房に還らるゝことになつた、時に宗祖の御年は、實に七十九歳の高齢であつたのであります。

あくる建暦二年正月二日より病惱の氣味でありましたが、宗祖は自ら死没の近づけることを覺られて、更に餘

言を交へず、唯往生の事を談じ、日々高聲に念佛し給ふ



櫻鐘院恩知

のみであつた、或日、御弟子の法蓮房が、病床に侍して問はるゝには、古來の先徳は皆其の遺跡あり、然る

に今師の房は精舎一字も建立なし、御入滅の後は何所を

以て御遺跡となすべきやと、時に宗祖の御答には、跡を一廟に占むれば遺法あまねからず、予が遺跡は諸州に遍満すべし、其の故は念佛の興行は愚老一期の勸化なり、されば念佛の聲する所は皆我が遺跡なりと仰せられまし、誠に難有御言葉ではありませんか、越えて廿三日には、浄土の安心起行を一紙に御認めになつて、之を勢觀房に授けられました、是れが所謂一枚起請文で、末代往生の鑑であります、廿五日正午に至て、光明遍照の文を

唱へ、大谷の禪房にて終に大往生の素懷を遂げられました、實に建曆二年正月廿五日、御年満八十歳であつて、是れが今大正三年から溯つて見ると、七百三年の昔のこととであります。

宗祖大師の形骸は、既に滅し給ふたけれど、其の遺法は四海に流傳し、親鸞上人の眞宗も、遊行上人の時宗も、一遍上人の融通念佛宗も、皆其の一支流に過ぎないので、爾來七百餘年の間、我が日本に於ける唯一の民間信仰と

して、其の精神は信ずる人々の胸に宿りて、永劫活き給ひつゝあるのである。

(二)

申すも畏きこと乍ら、歴朝の天子は深くも宗祖を敬崇あらせ給ひて、屢々徽號を御下賜遊ばされ、或は親しく宸翰を染めて宗祖の傳記を書寫あらせ給ひ、或は勅額を下させられ、或は宗祖の御忌を修せしめん大御心にて鳳詔を下し給ひたる等、天恩の古來獨り宗門に渥きこと、

今更ながら思ひ出でられて、感激の情に勝えない次第であります。

諡號宣下のことに就きまして、以前の事は且らく措き宗祖の滅後四百八十六年、東山天皇元祿十年正月十八日に、勅使伏原少納言、京都知恩院に臨んで、宗祖の影前に於て勅書を奉讀せられまして、圓光大師の諡號を賜ひ中御門天皇寶永八年正月十八日、宗祖五百年御忌には、勅使平松少納言、知恩院の影堂に臨みて勅書を奉讀し、

東漸大師と加諡あらせ給ひ、その時から五十年目毎に徽
 號下賜の定例となつて、桃園天皇寶曆十一年正月十八日
 五百五十年御忌には、勅使高辻少納言、勅書を奉讀し、
 慧成大師と加諡あらせ給ひ、光格天皇文化八年正月十八
 日、六百年御忌には、勅使西洞院少納言、勅書を奉讀し
 て弘覺大師と下諡せさせ給ひ、孝明天皇萬延二年正月十
 八日、六百五十年御忌には、勅使交野少納言、勅書を奉
 讀し、慈教大師の號を賜ひ、明治四十四年二月廿七日、

後柏原天皇御忌恩詔

朕聞、挹流派者緬尋其源、
 愛枝葉者力培其根、蓋知恩
 教院者淨宗創業道場、祖師
 入寂靈跡、遺教布于海內、
 屬刹徧于國中、苟爲其末流
 者、寧可忘本源乎、自今而
 後遇孟春月、宜令集會京畿
 門葉、一七晝夜修法然上人
 御忌也、追遠之誼、想應若
 此、故茲詔示宜知悉矣
 大永四年正月十八日

七百年御忌を修するに當り、先帝
 明治天皇には、畏くも特旨を以て
 山下管長を宮中に召させられ、明
 照大師加諡の勅書を御下賜あらせ
 られました、斯の如く大師號を加
 諡せらるゝこと既に六回にも及ぶ
 といふことは、古今東西に曾て其
 の例のないことで、實に宗門無上

の光榮とする所であります。

又宗祖の滅後九拾餘年、即ち徳治二年の頃、後伏見上皇は、舜昌法印に詔して宗祖の行狀を撰集せしめられました、是れは總べて四十八卷二百三十七段あつて、段毎に畫圖をあらはし、宗祖の行狀、巨細となく之を録し、又弟子方の芳躅をも書き集められたものであるが、稿成つた後、上皇先づ宸翰を染めさせ給ひ、伏見法皇、後二條天皇も、亦御隨喜ありて宸翰を染めさせ給ひ、其の他

公卿數人助筆し、繪は繪所に仰付させて書かしめられました、誠に世に有り難いことでありまして、これを稱して『勅修御傳』と申して居ることあります、寛文七年八月、後水尾法皇の叡覽に供へ奉りし時、是れ稀代の名物なり、殊に數百年の星霜を送り、應仁の兵火をも免れて四十八卷今の世まで傳はりたるも誠に奇なり、よろしく秘藏して宗門萬代の規模にそなふべしとの勅詔があります、それから更に一本を重寫して、法皇の皇子なる華

頂門主尊光法親王に賜はるべしとて、延寶の頃、土佐常照、住吉具慶に畫圖を寫さしめ給ひたるも、未だ半ならざるに、親王は示寂せられましたから、その事も遂に沙汰止みとなつたといふことであります、近くは明治十五年十二月、明治天皇の勅旨に由り、天覽に供し奉りしに一七日宮中に留め置かせ給ひて、勲賞あせられたりと申すことで、誠に恐れ多い次第であります。

それから後柏原天皇の大永四年、宗祖の滅後三百十三

年に當つては、鳳詔を知恩院に降し給ひて、今より毎年正月、京畿の門葉を集めて、一七日晝夜、開祖法然上人の御忌を修すべしとの難有勅詔を蒙り、爾後盛大に之を勤修し、年々御忌を迎ふる毎に、佳例として其の鳳詔を頂戴し、今日尙其の儀式を行ふてゐるのであります、斯様に勅旨によりて祖師の御忌を勤修するといふことは他に亦類例のないことで、朝恩の頗る厚きことを感謝せねばなりません。

又皇室と宗門との關係は、維新前まで、宮門跡を京都知恩院に置かれたるに見ても、其の甚だ深きことを知ることが出来る、即ち慶長十二年、知恩院萬譽大僧正の時徳川家康公、淨土宗に宮門跡を置かんことを奏請し、後陽成天皇はこれを勅許あらせ給ひ、皇子八宮良輔親王を以て知恩院門主と定めさせ給ふた、是れが即ち良純法親王と申し上げた方でありませす、尋いで尊光法親王、尊統法親王、尊胤法親王、尊峯法親王、尊超法親王を經、第

七世尊秀法親王に至り、慶應三年十二月、詔によりて御復飾あらせられ、華頂宮と稱し、名を博經親王と改められました、是に於て知恩院宮は廢絶に歸しましたけれど、明治十九年一月、内務大臣の指令により、知恩院住職は代々門跡號を公稱することとなりました、又是れまで勅額の御下賜は度々ありました、後奈良天皇の御時、知恩院へ「知恩院」及び「大谷寺」の兩勅額を賜ひ、靈元天皇の寶永五年十一月には、「華頂山」の勅額を下賜あらせら

れ、其の他本山檀林等にも、寺號山號の勅額を下賜あら
せられたことは敢て少くはない、さり乍ら今般 御下賜
あらせられたるは、一寺一山に限るべき勅額ではない、
實に先帝明治天皇より御下賜あらせられたる明照大師の
徽號を、今上天皇陛下、親しく宸翰を染めさせ給ひたる
ものでありまして、苟くも宗祖の門流を搦み、専修念佛
を修する者は、悉く仰瞻禮拜すべきものであることは、
改めて縷述する必要はない、御宸筆は京都總本山知恩院

に納むる筈であるけれど、實を言へば日本淨土教徒全般
に御下賜あそばされた勅額でありますから、我等教徒た
るものは、切に天恩の優渥なるを感謝せねばなりませ
ぬ、吁嗟、天恩四海に洽く、祖風萬代に振ふ、慶せよや、
祝せよや而して天恩に奉答すべき所以を思ひ、祖徳を發
揚すべき所以を思はねばなりませぬ。(をほり)

大正三年二月二十六日印刷
大正三年三月一日發行

著者 川端信之

發行者 梶寶順

東京淺草區山之宿町十九

印刷者 渡邊爲藏

東京京橋區日吉町十

發行所 東京市淺草區山之宿町 東光社

電話下谷一七九六番
振替東京三五六七番

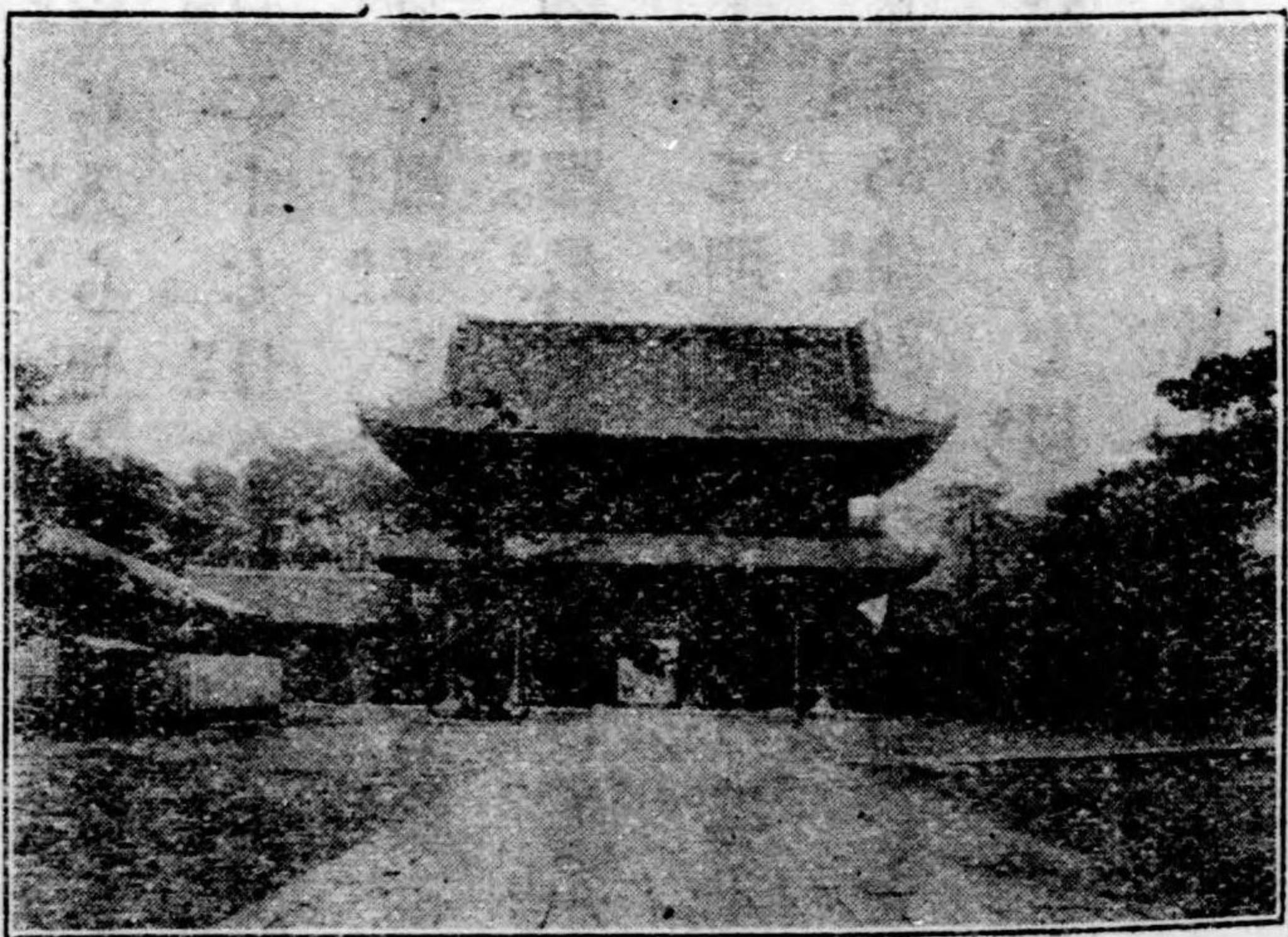
大本山増上寺

三緣山増上寺は、現に淨土宗に屬すと雖も、實は東京市を代表せる伽藍の隨一にして、帝都に於て本山と公稱し、大本山の寺格を有するもの、諸宗を通じて増上寺の外他に之れあらざるなり、眞に佛教を顯揚し、其の勢光を帝都に張らんと欲する者誰か増上寺の恢宏を冀はざらんや。

抑も増上寺は、今を距る五百二十三年前、後小松天皇の明德四年、西譽聖聰上人の開創する所にして、後天正八年東照公江戸城に入るの日、自ら増上寺に詣で、住持に謁して永く師檀の約を結べり。是より先開山西譽上人寶祚延長帝道遐昌を祈願するを山法とし嚴に法孫に傳へしを以て、慶長十三年新に繪旨を下して勅願所と定めらる、越へて慶長十五年七月 後陽成天皇、増上寺中興十二代存應上人の道風を聞召され、特に勅して參内せしめ、

浄土の要法を承けさせ給ふ、
 歡感斜ならず、親しく宸翰を
 染めさせられ、『普光觀智國師』
 の號を賜ふ、爾より帝室の殊
 遇昔日に倍し、聖恩に浴する
 の渥さ、他に多く其の比を見
 ざる所なり。明治元年十月十
 三日 明治天皇陛下、始めて

芝増上寺三門



東京に臨幸し給ふや、先づ増上寺に入らせられ、鳳輦を
此所に駐め給へり。明治二年十月二十七日今の皇太后
陛下御入京の時も亦初めに増上寺に鳳輦を駐めさせ給へ
り、實に増上寺は帝都に於ける御駐蹕最初の地として永
く國民の記念すべき所なり、是を以て明治二年二月二十
三日更に勅して増上寺を勅願所と定め給ひ。又明治二十
三年には殿堂再建の事を聞召され、特旨を以て金貳千圓
を下し賜ふ等其の恩遇の渥きこと詳に數ふべからず。

此の明治聖代の記念すべき光譽を荷へる増上寺も有爲
の世相免れ難く、明治六年十二月除夜放火の厄に遭ひ、
壯嚴の伽藍一朝にして灰燼に歸したり、爾來有縁の緇素
力を協せ熱心再建の事に當り、其間實に三十又七年を經
て、美觀漸く舊に復し、將に宗祖大師の七百年御忌を邀
へんとする時に當り、明治四十二年四月一日不幸再び祝
融の災に罹り大殿、護國殿、大方丈を併せて全く烏有に
歸せしめたり、門末道俗の悲嘆譬ふるにもものなく、直ち

に重建の議を決し、日夜焦心事に従ひ、大正二年四月十日
起工式を挙げ、同年五月十八日工事に着手し、明治大
正の時代を代表すべき一大伽藍を建築し、教法の興隆と
帝都の美觀とを恢宏し、明治天皇陛下の聖徳を追慕し奉
り、今上天皇陛下の聖恩の萬一に報ひ奉らむとす、伏
して江湖の賛同を冀ふ。

279
699

終

